

新型コロナウイルス感染症

～ 緊急事態宣言の発令期間延長について～

現在発令されている緊急事態宣言について、政府は昨日、東京都に対し、期間を8月31日まで延長することを決定しました。

報道されていますとおり、東京を中心とした首都圏では、感染力の強いデルタ株を中心に新型コロナウイルス感染症が爆発的な勢いで急速に感染拡大し、日に日に深刻さを増しています。

東京都においても、一日当たりで発生した新規感染者数が、今日まで3日連続で3,000人を超えています。現在、私たちは、経験したことのない爆発的な感染拡大に確実に向かっている、極めて危険な状況におかれています。

その勢いは全国にも拡大し、島しょ町村においても、複数の島で陽性者が確認されています。このままでは、医療提供体制はひっ迫してしまい、とりわけ医療資源の乏しい私たち島しょ町村では、深刻な事態を招きかねません。

本村においても、東京など大都市を中心とした感染の急拡大を、「島しょ地域だから」と他人事とは思わず、危機意識を持ち続けて行動することが大切です。

三宅村では、新型コロナワクチン接種が順調に進み、8月7日には終了する予定です。ワクチンは重症化予防の効果は認められていますが、ワクチン接種をしたからといって決して安全ではありません。

夏休みになり、本来ならば旅行や帰省など、楽しみの時期ですが、今年の夏は、家でも外でも「手を洗う」「消毒をする」「人と接するときはマスクをする」、熱中症予防として「エアコンの使用や換気などによる室温調整や小まめな水分補給」などの基本的な対策を実践して、生活に必要な場合を除き、極力移動を控えましょう。

新型コロナウイルスに「感染しない」「感染させない」ための、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、ご自身や大切な人の生命・生活を守ることに繋がります。

コロナストレスとの長い戦いの先には、平穏な日常があることを信じて日々を過ごしていただきたいと思えます。

来年こそは夏を思いきり楽しむため、すべての住民の皆さま、心を一つにしてこの重大局面をともに乗り越えていきましょう！

1 外出自粛等のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動（不要不急の帰省・旅行など都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動）につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で20時までとします。
ただし、閉館時間が20時前の施設は従前の閉館時間といたします。
※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期 間】令和3年7月12日(月)～令和3年8月31日(火)

【注意事項】①特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
 - 入場をする者の整理等
 - 発熱等の症状のある者の入場の禁止
 - 手指の消毒設備の設置
 - 事業を行う場所の消毒
 - 入場をする者に対するマスク着用周知
 - 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - 施設の換気
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【注意事項】①酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店及び飲食店以外の皆さまについては、特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
 - 入場をする者の整理等
 - 発熱等の症状のある者の入場の禁止
 - 手指の消毒設備の設置
 - 事業を行う場所の消毒
 - 入場をする者に対するマスク着用周知
 - 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - 施設の換気
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ②事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

- * 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。
- * 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。
- * 海水浴場については、密にならない利用とするため、人数制限を行う場合があります。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和3年8月5日現在